

生活支援サービス契約書

株式会社 明昭(以下「甲」という)と _____ 様(以下「乙」という)とは、賃貸借の目的である建物、リハビリホーム花はた[足立区花畠 5-12-29](サービス付き高齢者向け住宅)における乙に提供する生活支援サービスについて、次のとおり契約を締結する。

第1条 (契約の目的)

- 1 甲は、乙に対し、乙が安全かつ安心して主体的に生活を継続できる住まいの充実をはかることができるよう、乙の希望に応じて、生活支援サービスを提供することを約し、乙は、生活支援サービスの対価として第4条のサービス料金を甲に支払うことを約す。
- 2 建物の賃貸借が終了した場合には、生活支援サービスの提供も終了する。
- 3 生活支援サービスの提供が終了した場合には、建物の賃貸借も終了する。ただし、乙の責によらない事由により生活支援サービスの提供が終了した場合には、乙は、建物の賃貸借の継続又は終了のいずれかを選択することができる。

第2条 (生活支援サービスの内容)

甲が乙に提供する生活支援サービスの内容の詳細は、生活支援サービス重要事項説明書(以下「重要事項説明書」という)に記載する。

- ① 24時間の緊急時の対応及び安全確認(緊急通報装置の利用を含む。)、突発的な事故、体調の急変などの場合に駆けつけ、必要な措置を講じるとともに、状況により協力医療機関及び家族へ連絡を行う。
- ② 健康、生活、介護等の相談及び外部事業者への情報提供や取次を行う。
- ③ 毎日、生活支援サービス員が安否の確認を行う。
- ④ 食事サービスの提供、共同リビングでの配膳下膳サービス、キャンセル等の調整を行う。なお、食事代及び介護保険外サービス等については、別途利用申込書の申込みが必要であり、第4条に定める利用料に食事の提供に関する料金等は含まれないものとする。また、キャンセルについては、前日17時以降のものについては提供料金と同等の料金を請求する。
- ⑤ 医師の指導による医療管理が必要な入居者様は、別途ご相談になります。

第3条 (サービス提供の記録)

- 1 甲は、乙の希望により提供する生活支援サービス(随時サービス)については、サービス終了時に、乙から書面によりサービス提供の確認を受けることとする。
- 2 甲は、サービスの提供に関する諸記録を作成し、契約終了後2年間保存する。
- 3 乙は、甲において、乙に関する第2項の諸記録を閲覧できる。

第4条（サービス料金等）

- 1 基本サービス料金は、月額 35,000 円(税込)とし、1ヶ月に満たない期間のサービス料金は、1ヶ月を 30 日として日割計算した額とする。
- 2 その他の生活支援サービスの料金については、重要事項説明書に記載した料金を基に月単位で計算する。

第5条（サービス料金の変更）

甲は、消費者物価指数、雇用情勢、その他の経済事情の変動により利用料金が不相当になった場合には、甲乙協議の上で、利用料金を変更することができる。

第6条（サービス料金の支払）

- 1 第4条第1項及び第2項の料金について、甲は請求書に前月の明細を付して毎月 20 日までに乙に請求し、乙は、毎月 26 日までに甲へ現金振込若しくは口座引き落とし方法で支払う。なお、その際の振込手数料は乙の負担とする。
- 2 乙が月途中で本契約を解除した場合、1か月を 30 日として日割り計算の方法により甲が精算する。
- 3 甲は、乙から料金の支払を受けたときは、乙に領収書を発行する。

第7条（有効期間）

- 1 本契約の有効期間は、本契約成立の日から 2 年とする。ただし、事由の如何を問わずリハビリホーム花はた[足立区花畑 5-12-29]における賃貸借契約が終了したとき及び乙が死亡したときは、本契約も終了する。
- 2 契約期間満了日の 30 日前までに、乙又は乙の代理人から書面による契約解除の申し出がない場合、本契約は自動更新され、更新後の契約は 2 年とする。

第8条（事業者からの契約解除）

- 1 甲は、乙の行動が他の居住者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常の生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することができる。
- 2 前項の場合、事業者は次の手続を行う。
 - ① 一定の観察期間をおく。
 - ② 主治医及び生活支援サービス提供スタッフ等の意見を聴く。
 - ③ 契約解除の通告について 1 ヶ月の予告期間をおく。
 - ④ 前号の通告に先立ち、入居者本人の意思を確認する。
- 3 甲は、乙が正当な理由なく甲に支払うべきサービス利用料を 2 ヶ月以上滞納した場合において乙に対し、相当の期間を定めてもなお期間内に滞納額の全額の支払がないときは、この契約を解除することがある。

第 9 条（利用者からの中途解約）

乙は、甲に対して、1ヶ月の予告期間をおいて文書で通知することにより、本契約を解約することができる。ただし、本契約の解約と同時に賃貸借の契約も解除となる。

第 10 条（秘密保持）

- 1 甲及びその従業者は、生活支援サービスを提供する上で知り得た乙及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とする。
- 2 前項の定めに関わらず、乙の個人情報を提供する必要がある場合は、必要な都度、乙の同意を得るものとする。
- 3 入居及びその家族等の個人情報に関する取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）と厳守する。

第 11 条（緊急時の対応等）

甲は、生活支援サービスを利用している乙に緊急な事態が生じた場合又は必要があると判断した場合は、必要な措置を講ずる。

第 12 条（賠償責任）

甲は、生活支援サービスの提供に伴って、甲の責めに帰するべき事由により乙の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、乙に対してその損害を賠償する。ただし事業所に故意過失がなかった場合この限りではない。

第 13 条（相談・苦情対応）

甲は窓口を設置し、乙の相談、生活支援サービス事業に係る要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応することとする。

受付窓口 / リハビリホーム花はた 1階事務室

受付時間 / 毎日 9:00～17:00

第 14 条（重要事項説明確認）

契約の締結に当たり、甲は乙に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要な事項の説明を行い、乙はその内容を了承したものとする。

第 15 条（本契約に定めのない事項）

- 1 甲及び乙は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとする。
- 2 この契約に定めのない事項については、甲及び乙が誠意を持って協議のうえ定める。

第 16 条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、[リハビリホーム花はた（東京都足立区花畠5丁目12番29号）]の所在地を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

第17条(連帯保証人)

- 1 連帯保証人(以下「丙」という。)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする。
- 2 前項の丙の負担は、記名捺印欄に記載する極度額を限度とする。
- 3 丙が負担する債務の元本は、乙又は丙が死亡したときに、確定するものとする。
- 4 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、地帶なく、生活支援サービス費の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

()

()

前記の契約を証するため、甲及び乙は本契約を締結し、また甲及び丙は上記のとおり乙の債務について保証契約を締結したことを証するため、本契約書を3通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲（登録事業者）　　<住所> 東京都足立区保木間4丁目3番5号

<氏名> 株式会社 明昭 代表取締役 藤田 千代士 印

乙（契約者）　　<住所>

<氏名>　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

丙（連帯保証人）　　<住所>

<氏名>　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

<極度額> 210,000 円

(契約時の月額基本サービス料金の六ヶ月分)

